〔訳注:以下本文〕

公開書簡:核軍縮、1996年7月8日の国際司法裁判所勧告的意見

大統領閣下、 関係者各位、

私たちは、国際反核法律家協会を代表し、謹んで、最も重要な課題への閣下の注目を賜りたく存じます。それは、1945年8月核爆弾によって廣島が地上から消し去られて以降人類が直面せざるをえなくなった課題です。この核爆弾の製造と使用は人類の知識、誤解、恐怖が誤り導かれた結果であるだけでなく、標記の国際司法裁判所の判断において宣言されているような国際法の違反でもあります。あの瞬間から、人類はずっとお互いに核の恐怖とおびえという迷宮の中を、安全と平和を獲得する道を見つけられずに生きてきました。

閣下自身、2009年4月のプラハ演説において、各国とその人民は、この最も強力で恐ろしい兵器の恐怖から逃れ、安全に生きる権利があることを認めました。この地球の将来のために核軍縮を望んでいるのはもちろん閣下一人ではありません。国際司法裁判所もまた1996年の勧告的意見において、核不拡散条約第6条に基づき、諸国には厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点でのかつ早期の核軍縮につながる交渉を誠実に遂行しかつ完結させる義務が存在すると述べました。

私たちの意見では、核軍縮を達成するために最初のステップとしてすべきことは誠実に 振る舞うことと、そのような兵器を決して使わないと約束することです。

核兵器の使用及び使用の威嚇は国際法のもとで既に禁止されており、閣下が 2009 年に宣言したように、「50 年以上の交渉をへて、いよいよ核実験を禁止する時がきました」。

この目的のために、早くも 1998 年に、国際反核法律家協会は、コスタリカ及びマレーシア政府、並びに市民社会グループと協力して、核兵器を全面的に禁止するモデル核兵器条約を起草しました(国連文書 A/62/650 参照¹)。

化学兵器禁止条約に類似して、この条約案は、地球規模での安全の要請に合致し包括的

¹http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/62/650 [訳注:モデル核兵器条約の日本語訳は以下参照。http://www.hankaku-j.org/data/hoka/MNWC 2007.pdf]

で相互主義に基づいた軍縮手続の必要を満たす洗練された法的規範を規定しています。この案では、少なくとも65ヶ国が批准書を寄託した場合に条約を実施することができます。

人類はこのような核軍縮の文書を緊急に必要としていますが、この条約に署名した国は まだありません。これはなぜでしょう。

その答えはかなりはっきりしていると思われます。必要なのは最初のステップであり、 条件をつけることなく誠実に振る舞うこと、国際法を尊重する約束をすることです。つま り「各国はいかなる場合にも核兵器を使用し又は使用の威嚇をすることを決して行わない ことを約束する」という宣言なのです。

大統領閣下、来月広島を訪問すれば、そのような宣言をした初の国家元首となって人類 を核兵器のない新しい時代へと導くこの機会をとらえることができるでしょう。

2016年4月30日、フィレンツェ、ニューヨーク、ベルリン、広島、コロンボ

敬具

IALANA 共同会長

クリストファー・ウィーラマントリー ピーター・ワイス ピーター・ベッカー 佐々木猛也

理事 弁護士 ジョアチム・ラウ

(JALANA 暫定訳)